

【公益社団法人全国公民館連合会 令和7年度事業計画書】

令和7年度の事業展開にあたって ～人づくり・つながりづくり・地域づくりに貢献する公民館をめざして～

はじめに

本年は戦後80年にあたる節目の年である。公民館は、終戦の翌年(昭和21年)、「公民館の設置運営について(文部次官通牒)」を受け、日本の復興のため社会教育の中核的な施設としての役割だけでなく、地域住民の自治能力を培い、住民参画の地域づくりの場としてその機能を発揮してきました。公民館をとおしての地域づくりでは、地域の教育力を向上させるだけでなく、地域住民のネットワークを築くことなどで、結びつきの強い地域づくりを心がけてきました。

また、地域づくりには防災も大事な視点の一つです。我が国は、毎年多くの自然災害が発生し、大型台風や集中豪雨による土石流の発生、河川の氾濫、大規模な停電、地震や大雪などによる被害が発生しています。公民館は、災害時の避難所としてニュースで取り上げられますが、職員と地域の方々とが協力して被災者への対応をしている姿には、本当に頭が下がる思いです。

一方、現代においては、人生100年時代を迎える人口減少や少子高齢化の深刻化、地域交流の希薄化が進み、デジタルトランスフォーメーションの進展、地球環境問題への対応など、将来の予測が困難な時代といわれるほど、社会が急速に変化をしています。公民館も自治体の財政の厳しさなどにより、活動財源や人員配置の厳しさから活動低下が余儀なくされ、その存続の危機ともいえる歴史的な岐路に差しかかっているといつても過言ではありません。

このような状況を開拓し、公民館としての役割を果たし、人づくりやつながりづくり、地域づくりをおして、明るい未来を切り拓くべく、全公連は関係各方面と連携を密に取り合い、よりよい方策を調査研究してまいります。そして、地域の公民館としての存在感を高め、魅力ある公民館活動の充実に資するよう努力してまいります。

以下、令和7年度事業の推進にあたり、本連合会の柱となる考え方を示し、会員各位の一層のご理解とお力添えをお願いする次第です。

＜第47回全国公民館研究集会東京大会＞に向けて

全国公民館研究集会は、新方式により毎年全国7ブロックで全国大会を開催することになりました。そして、7年に1度は首都圏のみで全国大会を開催することになっています。今回は新方式となってから10年目、2度目の首都圏大会(東京大会)となります。

今年度の第47回全国公民館研究集会東京大会のテーマは、「ミライにつなぎひろげる公民館—公民館の新たなイノベーションを！—」です。日付は、令和7年11月12日(水)～13日(木)、会場は東京国際フォーラムで開催いたします。会員の皆様方のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

＜これからの公民館に求められる基本的な方向性や役割＞を踏まえて

『第4期教育振興基本計画(令和5年6月に閣議決定)』では、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という総括的な基本方針を掲げています。この実現に向け、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められています。

また、『第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(令和6年6月)』では、第4期教育振興基本計画を踏まえ、「社会人のリカレント教育」、「障害者の生涯学習」、「外国人の日本語学習」、「社会教育人材」について重点的に議論が重ねられました。ここでは、障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供が十分に確保されることが不可欠であるとされています。さらに、社会教育の連携分野や担い手が多様化し裾野が拡大する中、地域コミュニティの基盤を支えるために社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方の方向性が示されています。

これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ、文部科学大臣から中央教育審議会に、『地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について』の諮問がなされました(令和6年6月25日)。

主な審議事項

第一に、社会教育人材を中心とした社会教育の推進方策について

- 社会教育人材を中心とした目指すべき社会教育の在り方
- 社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化
- 社会教育主事・社会教育士の養成の在り方 等

第二に、社会教育活動の推進方策について

- 地域と学校の連携・協働の更なる推進方策
- 公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策
- 青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策
- 地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策
- 共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策 等

第三に、国・地方公共団体における社会教育の推進体制の在り方について

- 社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方
- 社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方 等

私たちも公民館に携わる者として、日本の将来を見据えたこれからの公民館に求められる具体的な方向性や役割の理解を深め、実践していくことが大切です。そのために、地域に密着した公民館だからこそできることを明確にし、人々のつながりづくり、社会福祉の増進、安心・安全な

地域社会の構築に努めます。

＜持続可能な人づくり・つながりづくり・地域づくりに貢献する公民館事業・活動＞を推進する

地域が持続的に発展していくためには、その地域の魅力と課題を共有し、課題解決に向けて取り組む人材を育成することが必要です。そのためにも公民館のもつ基本的な3つの機能「つどう」「まなぶ」「むすぶ」を果たすことで地域住民同士が相互につながり、かかわりあう関係を築いていくことが大切です。

しかしながら公民館を取り巻く現状は、急激な社会構造の変化に伴う予算や人件費の縮小、地域住民の減少や高齢化だけでなく、外国籍の方や転居にともなう移住者の増加などにより、これまで住まわれていた方々との人間関係の希薄化、文化の違いや人間的な温かみと思いやりを忘れた風潮などもあり、地域社会の持続可能性そのものが課題となっている地域もあります。

このような課題を解決するためには、公民館をとおして誰もが多様性を受け入れ、尊重することで、障害のあるなしにかかわらず共に学ぶ仕組みを心がけ、個々が能力を発揮して活躍できる場をつくることが大切です。そして、誰もが気軽に立ち寄り、出会い、つどえる場、まなび合える場、つながる場をつくり、誰一人として取り残さない持続可能な地域の未来づくりのために、人づくり・つながりづくり・地域づくりを推進します。

また、公民館は、デジタル化の進展のよさを生かすとともに、地域の方々が笑顔で温かく触れ合う場所としての役割も重要です。遠くへ出かけられない方でもオンライン講座なら学びやすくなりますし、ときには訪問することで対面のつながりを持つなどの両面が大事なことです。そして、公民館は、単なる集いの場、学習の場にとどまらず、他の社会教育施設などとも連携し、それぞれの公民館の特性や地域性を生かして、いつでも、どんなときでも、地域の方々にとって必要不可欠の存在となるよう、次のような公民館づくりに努めます。

- ① 誰もが、ちょっと立ち寄ってみたくなる、魅力ある公民館
- ② 自己向上の願いが叶う、学びを大事にする公民館
- ③ 人づくり・地域づくりに貢献できる、リーダーが育つ公民館
- ④ 人の温かさと心配りがにじみ、人々のつながりをつくる公民館

おわりに

公民館の活性化には、全公連・ブロック公連・都道府県公連などの公民館組織の充実が不可欠です。

組織がしっかりと機能すれば、必要な情報が適時・適切に入手でき、日々の職務遂行に欠かせない資質・能力の向上に役立つ研修会等の参加機会も増えることになります。また、公民館職員が広い視野、先を見据えた洞察力を持って事業や活動を展開できるなど、公民館活動の推進にも大いに役立ちます。

「全国公民館研究集会・ブロック公民館大会」もすべての組織が円滑に機能してこそ開催可能

となります。今年度も引き続き、組織の活性化のために努力を傾注するとともに、公民館運営上で早急に対応すべきものについては、国及び関係各所に提言書や要望書など、積極的に働きかけてまいります。

本連合会は、都道府県の正会員並びに公民館関係者と手を組み、互いに切磋琢磨するとともに、文部科学省を始め、関係機関・関係団体の皆様の一層のお力添えを賜りながら、公益社団法人として相応しい事業を積極的に展開してまいります。

I 公民館の充実発展に関する事業

【公民館研究集会・大会等の開催】

公民館機能を向上させることをもって地域社会の健全な発展を図ることを目的として、「全国公民館研究集会」を東京国際フォーラム（東京都）で実施する。全国の公民館に勤務する職員等を募り、地域社会の現代的課題への対応などのテーマで討議及び有識者の講演等を行う。

《今年の開催予定（全国公民館研究集会）》

第47回全国公民館研究集会／令和7年11月12～13日

開催区分	会期	主会場
全国	11／12～13	東京都千代田区

主題：ミライにつなぎひろげる公民館－公民館に新たなイノベーションを！－

主催：公益社団法人全国公民館連合会

後援：文部科学省（予定）、全国公民館振興市町村長連盟、社会教育団体振興協議会

期日：令和7年11月12日（水）～11月13日（木）

会場：東京国際フォーラム（東京都千代田区丸の内3-5-1）

【全国公民館セミナーの開催】

各都道県を代表した公民館長等を募り、公民館の機能充実に必要なことについて研修を行う。実施後、公民館連合組織等を通じて研修の成果を各地域の公民館の活動にフィードバックすることを求め、公民館機能を向上させる。

開催期日／未定（令和8年1～2月を予定）

開催場所／明治安田ホール（旧名称：M Y P L A Z A ホール）

【相談助言・情報発信・連携協力事業の実施】

① 相談助言・情報発信

日々の公民館活動で発生するさまざまな課題について「社会教育法上の適否」や「トラブル回避の方法」「活動事例」「公民館の評価」などを情報発信するとともに個別の照会に対し、電話やインターネットによる相談に対し助言を行う。各地の公民館で実施する研修会の開催にあたって、テーマに対応した講師の紹介や派遣の実施および運営に役立つ情報提供などを行う。

② 国・地方公共団体・社会教育団体・機関等との連携協力

前記①をより効果的に行うために、国及び社会教育団体振興協議会をはじめとする諸機関・諸団体との連携協力を強化し、それぞれの情報の収集・発信及び公民館等を活用した総合的な社会教育活動を推進する。また、日頃からの懸案事項や全国公民館実態調査で浮かび

上がった課題の解決など公民館を健全に運営するために必要なことについて、国や都道府県等の外部の組織に対して積極的な働きかけを行う。

【地域活動支援事業の実施】

都道府県公連で実施している公民館職員の資質向上や公民館活動の理解促進等を主たる目的とした研修や公民館の活性化につながる事業などに対して支援及び活動状況の発信する。また、公民館の「地域コミュニティの持続的な発展を推進する役割」をより充実するために明治安田生命保険相互会社との連携で行う『公民館のさらなる発展に向けた官民連携コンソーシアムの構築』を推進する。

【公民館広報推進事業の実施】

公民館の広報について、活動事例を収集・評価を行い、優良なコンテンツを表彰することで、公民館の広報力の向上を図る。今年度は「全国公民館インターネット活用コンクール」を行う。

【「月刊公民館」の発行】

地域社会の取組や専門家の論考などを紹介した「月刊公民館」を発行する。公民館の活動を推進する情報誌として、社会の変化に柔軟に対応し、公民館が地域社会にとって高い存在意義を示すよう充実した内容の編集につとめる。また、紙面の理解を深め、公民館に親近感をもたらすためにYouTubeによる動画配信を行う。

【専門資料の発行】

新任職員や公民館を活用する地域住民などをはじめとした公民館に携わる人向けに公民館を紹介した「よくわかる公民館のしごと」、災害時に公民館が避難所となり、地域の人たちと避難所を円滑に運営するために日頃から準備しておくことや被災したときの具体的な運営方法等を紹介した「公民館における災害対策ハンドブック」、公民館を運営するときに必要な関係法令や通知通達、中央教育審議会の諮問及び答申などを紹介した「公民館必携」等の専門資料を発行する。今年度は、既存の発行物とあわせて広く普及するよう頒布する。

【優良公民館等表彰事業】

他の模範となるような優良な実績を有する公民館職員を表彰すること及び公民館の運営について顕著な実績を認められた「優良公民館表彰」で文部科学大臣表彰を受賞した公民館に、記念の楯を贈呈及び月刊公民館でその活動を紹介することで公民館関係者の意欲を触発し、力量の向上を促す。

II 公民館総合補償制度に関する事業

【見舞金制度事業の運営】

公民館総合補償制度で公民館行事参加者等の急性疾病や公民館職員の疾病や業務外のけがに対し死亡弔慰金または入院見舞金を支払う「見舞金制度」を実施する。また、加入公民館に有益な情報及び資料提供を実施する。本事業で余剰金が生じた場合はその一部を公益目的事業等の財源として活用する。

【災害補償保険等に係る集金事務に関する事業】

公民館総合補償制度の運営にあたり、制度掛金の保険料部分（団体災害補償保険等の保険料）の集金事務について保険会社との間で集金事務委託契約を締結し、請負事業として実施する。本事業で得られた利益は、公益目的事業の財源に充てる。

III その他の事業

【永年勤続職員表彰、功労者表彰及び公連勤続職員表彰の実施】

公民館において長年勤務し、一定の成果をあげた職員を表彰することは、立場を同じくする公民館職員への励みにもなり、同時によき模範となる。この表彰が公民館職員の意欲を触発し、力量の向上を促すことによって、公民館機能が向上することをねらう。

また、都道府県公連における活動の活性化は、本会の目的の達成はもちろん、本会の根幹に関わるため極めて重要視している。都道府県公連に対して功労があった役職員を表彰することにより、その労をねぎらい、連帯意識の向上に資する。